

# 平成 29 年度さいたま市文化財保護審議会 一第 2 回一 議事録

- 1 日時** 平成 30 年 2 月 2 日(金) 10 時 00 分から 11 時 55 分まで
- 2 場所** ときわ会館 5 階 小ホール
- 3 出席者** 委員：田代脩会長、老川慶喜委員、岡本東三委員、小野寺節子委員、笹森紀己子委員、重田正夫委員、内藤勝雄委員、波多野純委員、原由美子委員、細田浩委員  
(欠席：小茂田美保委員、西口由子委員、西山多壽子委員、茂木栄委員、渡辺洋子委員)  
事務局：竹居生涯学習部長、野尻生涯学習部参事兼文化財保護課長、高橋文化財保護課長補佐兼文化財保護係長、澤柳文化財保護課長補佐兼史跡整備係長、関根埋蔵文化財係長、鈴木主査、内田主任、上島主事)
- 4 議事**
- (1) 審議事項
- ア 平成 29 年度指定候補文化財等について
- 第 1 号 「砂氷川社のクスノキ」の指定について
- 第 2 号 「砂氷川社のモミ」の指定について
- 第 3 号 指定文化財の名称・種別等の取り扱いについて
- (2) 報告事項
- 第 1 号 平成 29 年度文化財保護及び保存事業の概要について
- 第 2 号 平成 29 年度指定文化財にかかわる申請届出受理
- 第 3 号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告
- 5 公開・非公開の別** 公開
- 6 傍聴人の数** 0 人
- 7 審議内容** 下記のとおり

## 記

### (1) 議事録署名委員選出

議事に入る前に、平成 29 年度第 1 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員から同審議会の議事録の内容について「事実と相違ない」旨、報告があった。引き続き、平成 29 年度第 2 回さいたま市文化財保護審議会の議事録署名委員の選出を行った。

### (2) 審議事項

#### ア 平成 29 年度指定候補文化財等について

第 1 号 「砂氷川社のクスノキ」について、事務局（鈴木主査）より説明を行った。

- ・小茂田委員、細田委員が平成 29 年 10 月 11 日に調査を行った。
- ・クスノキは樹高 23.5m、目通り 3.3m、根回り 5.7m の個体であり枝張りは北へ 7.40m、東へ 8.50m、南へ 10.30m、西へ 7.10m。
- ・樹勢は旺盛であり、樹形も整っている。
- ・氷川社の森は、住宅街に残された緑地帯であり、今後社叢の樹木を保全していくためにも、主木として重要なこのクスノキを天然記念物として保全することは重要であると考える。

以上のような事務局の報告ののち、細田委員から補足説明があった。「このクスノキは氷川社本殿の西側に接して成育しており、社叢を形成する樹木の主木である。今後も健全に育つことが期待されるため、天然記念物として指定するべきである」

このことについて、委員から質問・意見があった。

#### 質問・意見

- ・田代会長

このクスノキは砂氷川社の社叢の中心的な樹木と考えてよろしいか。

⇒細田委員

この後報告するモミと合わせて社叢を形成する上で中心的な木である。

- ・波多野委員・重田委員

名称は「砂氷川社のクスノキ」でよいのか。旧村名であれば「砂村」のほかに「大砂土村」となる可能性もあるのではないか。

⇒細田委員

地元では「砂の氷川様」と呼ばれており、地域の方に馴染みのある名称である「砂氷川社」が妥当と考えている。

他に質問、意見等は無く、さいたま市文化財保護審議会は「砂氷川社のクスノキ」を市

指定文化財に指定すべき旨、答申した。

第2号 「砂冰川社のモミ」について事務局（鈴木主査）より説明を行った。

- ・小茂田委員、細田委員が平成29年10月11日に調査を行った。
- ・モミは樹高28.5m、目通り3.1m、根回り6.8mの個体であり枝張りは北に7.20m、東に11.30m、南に9.30m、西に3.70m。
- ・主幹の頭頂部はかつて折れた形跡が何箇所もあり、そこから3本の枝が太く伸びており、樹勢はおおむね良好である。
- ・モミは平地に残る個体としては数少なく、境内にあって貴重である。
- ・冰川社の森は、住宅街に残された緑地帯であり、今後社叢の樹木を保全していくためにも、第1号のクスノキと同様に社叢の主木となっているこのモミを天然記念物として保全することは重要であるとする。

以上のような事務局の報告ののち、細田委員から補足説明があった。「このモミは冰川社本殿の東側に接して成育しており、クスノキと同様に社叢を形成する樹木の主木である。またモミとしては古い部類に入り、クスノキよりも古いと考えられる。」

このことについて、委員から質問・意見があった。

質問・意見

・岡本委員

第1号のクスノキとこのモミが本殿の左右にあり、左右二本一体として指定するのか？  
それともそれぞれの指定とするのか？

⇒細田委員

本殿の左右にクスノキとモミがあり社叢の中心となる樹木であるが、同種の樹木ではないため、それぞれの指定でよいのではないかと。

・田代会長

ご神木となっているのはクスノキとモミどちらなのか？

⇒細田委員

ご神木は冰川社内の「シラカシ」である。この樹木は昨年度指定候補として調査し、保存樹としての価値は充分にあったが、太枝の枯れ、幹内部の枯れ、腐朽菌（キノコ）の着生などの問題点があり、指定の答申をしなかった。クスノキとモミはこのシラカシに次ぐ大きさで、社叢の中心となっている。

他に質問、意見等は無く、さいたま市文化財保護審議会は「砂冰川社のモミ」を市指定文化財に指定すべき旨、答申した。

第3号 「指定文化財の名称・種別等の取り扱い」について、検討に入る前に田代会長から諮問の内容について発言があった。

5月に諮問された内容は①古文書の員数②板石塔婆の取り扱い③石造物の取り扱いについての3点。今回当審議会では答申するにあたり、諮問された3点についてのみ行うべきか。事務局が各分野の委員から意見を聴取した結果、諮問された内容以外にも多くの問題点があることが指摘されているため、結論としての答申を出すべきかどうか。また過去の指定文化財についても対象とするべきかどうか、まずは委員の皆さんのご意見を伺いたい。

上記のような会長の発言を受け、各委員から様々な意見が出された。以下に記す。

- ・過去に遡ってその取扱いを検討するのではなく、今後文化財を指定していくにあたっての考え方を検討していくべきではないか。
- ・明らかに誤りでなければこれまでの指定文化財については変更する必要はない。
- ・結果的に取り扱いや員数に差異が生じているが、指定当時それぞれの判断がなされた結果であり、その判断は尊重されるべきであるため、過去の指定文化財の変更は必要ない。
- ・名称や種別の不統一によって市の文化財保護行政に多大な悪影響を与えるものであれば、過去まで遡って統一するべきだが、そこまではなく、作業量などを考えると今後指定する文化財の指針を決めればよい。
- ・今回の答申としては「継続審議」が妥当か。ただ諮問されている3点以外にも多くの問題があることを答申に付け加え、次年度も検討していくべきではないか。

以上のような意見を受け、会長より第3号の答申について、継続審議とするが、次年度以降も各分野の問題点を整理・検討していくとし、第3号 「指定文化財の名称・種別等の取り扱い」を継続審議とすることを教育委員会へ答申する。

### (3) 報告事項

#### 第1号 平成29年度文化財保護及び保存事業の概要

資料7ページから13ページに沿って、各係より報告を行った。主なものは以下のとおり。

- ・文化財保護審議会
- ・文化財の調査
- ・文化財保存事業費（補助金交付事業）
- ・指定文化財の普及啓発
- ・指定史跡等の保存管理
- ・指定文化財等の管理

- ・「見沼通船堀再整備事業」進捗状況
- ・「真福寺貝塚追加指定・公有地化事業」進捗状況
- ・埋蔵文化財の調査及び保存
- ・埋蔵文化財の普及啓発

第2号 平成29年度指定文化財にかかわる申請届出受理

資料14ページから16ページに沿って、係より報告を行った。

第3号 国指定特別天然記念物「田島ヶ原サクラソウ自生地」管理業務実施報告

資料17ページに沿って、係より報告を行った。

これを以って、審議を終了した。

議事録署名委員

小野寺 委 員 \_\_\_\_\_ 印

笹 森 委 員 \_\_\_\_\_ 印